

「町村議会のあり方に関する研究会」第1回議事概要

日 時：平成29年7月27日（木）10：30～12：30

場 所：総務省内会議室

出席者：小田切座長、山本座長代理、江藤構成員、大屋構成員、宍戸構成員、
谷口構成員、待鳥構成員

幹 事：山崎自治行政局長、篠原大臣官房審議官、阿部住民制度課長、小川市
町村課長、植田行政経営支援室長

事務局：吉川行政課長、松谷行政企画官、藤井行政課課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 山崎自治行政局長挨拶
3. 研究会開催要綱について
4. 小田切座長挨拶
5. 町村議会のあり方に関する課題等について
6. 閉会

【意見交換（概要）】

- 本研究会においては、ごく小規模な市町村のみを念頭に置くのではなく、今後の人口減少を見据え、人口1万人以下の市町村をターゲットにした普遍性のある議論をすることが適当であり、民主主義、地方自治の根幹である議会を持続可能な形にする方策を考える必要がある。
- 議員のなり手不足への対策については、過去の地制調等を含め様々な機会に議論されているため、これまでどのような議論がされてきたか整理することで、焦点をどこに定めるべきかわかるのではないかと。
- 議員のなり手不足という問題は最近になって急に発生したものではなく従前からある問題であり、既に真剣に議論している町村の現場があることから、そうした取組事例や提案も参考として議論したい。

- 地方分権改革以降、議会基本条例の制定、通年会期制の導入など、各議会は新たな動きをしており、従来とは違った議会像が出てきている。
- 議会が持つ団体意思決定機能の正統性は、公開の審議・討論によって担保

されていると考えられるので、地方議会あるいは町村総会のあり方を検討するに際しても、こうした手続きの透明性に留意する必要がある。

- 小規模市町村が全て衰退に向かっているわけではなく、人口流入が見られる市町村もあるなど、団体間の格差が生じている実態があるので、議員のなり手不足の対策についても必ずしも一律ではないと考えられる。
- 小規模市町村における議員のなり手不足について、平成の大合併により市町村の大規模化を進めてきた中で、今なお小規模市町村として存続している経緯にかんがみると、これ以上の合併政策による問題解決には限界があると考えられる。
- 現在のところ、夜間・休日議会は、傍聴者を増やし、住民の関心を高めることを主目的として行われており、議員のなり手不足の解消のための夜間・休日議会の開催には至っていないのではないかと考えられる。
- 議員のなり手不足について、「自らの意思でならない人」と「なりたくてもなれない人」の問題を分けて考える必要があるのではないか。すなわち、前者の問題については、議会・議員の役割についての意識の問題や報酬等の条件についての議論として、後者の問題については、夜間・休日議会などを含む議会運営のあり方や、地方自治法上の兼職兼業の禁止の緩和についての議論として、それぞれ検討していくべきではないか。
- 大規模市町村においては、職能団体や利益団体を代表して議員になることもあると思われるが、小規模市町村においては、そのような状況があまりないと思われる。こうした中で、昔のように自身の社会的責任感や社会への影響力維持のために議員になる人が少なくなっているのが、議員のなり手不足の一因ではないか。

また、そうした社会状況の変化を考えると、議員としての働きに相応の待遇があれば、人材も出てくるのではないか。
- 首長の行政執行に対してチェックをかけるという議会の役割について若者が魅力を感じなくなっているとすれば、議会の運営や制度の改善だけでは議員になろうという意欲に繋がらないとも考えられる。
- 議会に対してではなく、首長に直接要望や意見を伝えるほうが、迅速により結果が出ると住民が思うようになっているため、地方議会の意義が理解されていない現状がある。

- 現行の議員のように強く政治・政策決定に関与する形だけでなく、議員としてのコミットメントを数段階に分け、フレキシブルな議員のあり方を認めることも考えられるのではないか。
- 小規模市町村においては、議員にならなくても行政運営に意見を伝えやすい実態があり、その意味で既にグラデーショナルな政治参加のあり方が存在しているとも考えられる。
- 議会の負担について、現在、どの程度の事務を担っているのか、また、議決機関として必ず議決しなければならない範囲はどこまでなのかなどを整理して考える必要があるのではないか。また、議会運営の手続き等の工夫により、どの程度負担を減らすことができるかも整理する必要があるのではないか。
- 議会運営について、現状では国会、都道府県議会、市町村議会のいずれも基本的には同様の運営方法を採用しているが、基礎自治体の議会運営のあり方としてこれによらなければいけないのかという議論もあると考えられる。
- 町村総会は、端的には議員としての負担を担う人を有権者全体に広げるものであり、議員のなり手不足の対策として考える妥当性は不明である。
- 住民全員が一堂に会することは難しいと考えられるところ、複数の場所で複数の会合を開催し、各会合から選定された一人が集まって議論をするような形も考えられる。
- 町村総会の過去の設置例について、芦之湯村の例は旧憲法体制下のものであり、また、宇津木村の例も八丈小島における相当の特殊事情の下に成立していたものであるため、これを先例として考えることは無理があると考えられる。
- 町村総会については旧町村制の時代から規定されていたことから、町村制下における制度趣旨や、それ以降の議論の経過などを整理していただきたい。
- 明治の町村制の時代には、住民の概念とは別に、一定額の納税等を要件とする「公民」という概念があり、これに対して選挙権が認められていたところ、少数の「公民」によるものが町村総会の原点だったのではないかと考えられる。また、町村制と地方自治法とで町村の位置づけも異なっているところ、地方分権改革を経た現在においてもなお町村総会が妥当なものか議論があると考えられる。

- 議会か町村総会かの二者択一ではなく、議会を続けていくために、議会を置きながら、住民が一堂に会して議論する場を設けることを考えてもよいのではないか。これによって、住民に対する教育効果を期待できるのではないか。
- 町村総会と議会の併置について、多人数議会と副議決機関といった根本的なあり方の議論とも結びつけて考えることができるのではないか。
- アメリカのタウンミーティングの例をはじめ、諸外国の制度なども踏まえた議論が必要である。

以 上